

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

基本目標1 福祉のこころをはぐくむ人づくり

基本施策	NO	取組	取組内容	定量的指標	現状値 (R3年 度)	目標値 (R9年 度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R5年度 実績値 【達成率】	R6年度 実績値 【達成率】	R6年度 評価	令和6年度の評価(成果や課題)	令和7年度 の取組内容
							参考 目標値	参考 目標値	参考 目標値	参考 目標値					
1 福祉の こころの 醸成	1	共生のこころをはぐくむ プロモーション	地域共生社会の実現に向けて、誰もが地域社会の一員としてその地域と関わり合いながら支え手となれるよう、共生のこころをはぐくむ人づくりの推進に取り組む。(やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり表彰の実施や宇都宮市福祉の祭典と統合)		-	-	-	-	-	-	-	-	A	・市有施設のモニターや屋外デジタルサイネージ等を活用して「地域共生のこころをはぐくむプロモーション動画(宇都宮エンジン)」を放映したほか、市民福祉の祭典での「地域共生クイズ」ブースの出展、広報紙への「保健と福祉のまるごと相談窓口 エールU」(以下「エールU」)の特集掲載など、様々な機会を捉えて、地域共生社会の理念や実現に向けた取組の周知を実施したことにより、市民の福祉意識の向上や地域共生社会の理解促進が図られた。 ・今後とも、地域共生社会の実現に向け、市民の意識向上や理解促進を図り、行動変容を促していくためには、引き続き、より多くの市民の目や耳に触れる機会を確保し、周知啓発に取り組む必要がある。 ・また、令和5年度から開設したエールUについては、市民の利用件数は伸びているものの、市民全体での認知度は低い状況にあることから、特に周知を強化する必要がある。	・引き続き、宇都宮駅東口交流広場デジタルサイネージ等での動画放映や広報紙での特集掲載、イベント出展、ラジオ出演等により、地域共生社会やエールUの周知啓発に取り組んでいく。 ・市内60店舗のスーパーに協力いただき、エールU周知ポスターを掲示するほか、新たにSNSを利用したエールUの広告配信を行い、これまで利用する機会が少ない、または無い市民にも認知が浸透していくよう、取組の強化を図っていく。
	2	こころのユニバーサル デザイン運動の推進	高齢者・障がい者・妊婦等に対する日常生活の中での声かけや支援など、市民のやさしさや思いやりの気持ちを一層はぐくみ広めていく「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進するため、障がい者シンボルマークの周知、ポスターコンクールなどの啓発事業を実施するとともに、おもいやり駐車スペース利用証の交付を行う。	障がい者シンボル マーク等の認知度	45.8 %	59 %	47.5 %	50 %	52.5 %	55 %	48.9 % 【102%】	46.1 % 【92%】	B	・市内の小中学生を対象としたポスターコンクールの実施などを通じて、幅広い層への啓発活動を行い、日常生活の中で自然に手助け・見守り・声かけなどができる福祉のこころを育む人づくりの推進を図ることができた。	・これからの社会を担う子どもたちへの「福祉の心」の醸成や市民の福祉意識の高揚を図るため、引き続きポスターコンクールの実施や市内小中学校へのポスターやカレンダーの配布等に取り組んでいく。
	3	障がいや障がい者への 理解促進及び差別 解消	障がいや障がい者への理解促進に向け、合理的配慮を促進するための動画の作成や放映などをするほか、当事者からの相談に対応し、差別解消の促進を図る。		-	-	-	-	-	-	-	-	A	・広報紙の特集や啓発動画の放映、出前講座、障がい者週間での街頭啓発等により、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組むとともに、障がい者が参加するイベントなど様々な機会を捉えて、差別解消窓口の周知を行った。 ・これまで小学校において実施してきた盲導犬ふれあい教室に加え、障がい者当事者を講師とした講話や障がい者スポーツの体験教室を開催することにより、幼少期から障がいへの理解促進が図られた。 ・令和6年4月に民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを契機として、リーフレット配布などにより民間事業者への周知啓発を行ったが、事業者による認知が十分にされていない現状があることから、引き続き、民間事業者への周知啓発を強化する必要がある。	・障がい者が地域で安心して暮らせるよう、引き続き、出前講座等を実施するほか、障がいへの関心が低い若年層を対象にSNSを活用した周知啓発に取り組むとともに、民間事業者へ合理的配慮の説明会を開催し、より一層、理解促進を図っていく。
2 福祉教育の 推進と福祉に 関する人材の 育成	7	宮っ子心の教育の推進	児童生徒に、目標に挑戦し、あきらめずに粘り強く取り組むたくましさや、思いやりなどの豊かな心を育むため、各学校において、「特別の教科 道徳」(道徳科)の充実を図るとともに、学校行事や児童会・生徒会活動などの様々な教育活動を有機的に結び付けながら、小中学校9年間の系統的な指導や、地域や社会の教育力を生かした体験活動の充実など、「宮っ子心の教育」の一層の充実に取り組む。	「学習と生活についてのアンケート」(市内児童・生徒対象)における設問「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」と回答した中3生徒の割合	93.9 %	95 %	94.2 %	94.4 %	94.6 %	94.8 %	93.6 % 【99%】	92.9 % 【98%】	B	・児童生徒の豊かな心の育成に向け、学校や地域学校園において道徳科の学習と体験活動を有機的に結びつけた「宮っ子心の教育」をより一層推進するため、令和5年度に、たくましさの涵養に係る内容を加えるなどして、「『宮っ子心の教育』指導事例集」の一部を改訂した経緯を踏まえ、「宮っ子心の教育」のさらなる理解促進を図ったことにより、各学校において、学校の特色を生かした教育活動が展開された。	・これまで同様、児童生徒の豊かな心の育成に向け、学校行事等を通して、たくましさに係る挑戦する心やあきらめない心等の育成を図るとともに、学校における取組についての助言や支援を行うことにより、学校が一層積極的に、「宮っ子心の教育」を推進していけるよう、努めていく。
	11	すべての世代を対象とした福祉共育の推進	障がいの理解等を通じて相互理解を深め、市民がお互いに支え合い助け合う思いやりの心を育むため、出前福祉共育講座を開催する。	出前福祉共育講座の実施回数	26 回	120 回	50 回	70 回	90 回	110 回	53 回 【106%】	87 回 【124%】	A	依頼時期や依頼内容に変動はあるが、要望に応じた内容により講座を実施した。 依頼先が地域や団体も一部あるが、小中学校等が中心となっている。	幅広く講座が実施できるよう、引き続き、出前講座のPRに努めていく。
	13	若者ボランティア認定 制度	若い世代による自主的かつ継続的なボランティア活動の促進や、将来的な地域活動の担い手育成を図るため、まちづくりセンターと大学が連携し、一定数の活動を行った学生を「みやのまち活担い隊」として認定する「若者ボランティア認定制度」を創設するもの		-	-	-	-	-	-	-	-	B	・市民協働のまちづくりの拠点施設である「まちづくりセンター」において、若者ボランティア認定制度を見据え、若者を対象としたコケ落とし&クリーンウォークなどの「ボランティア体験プログラム事業」などに取り組み、高校生や大学生など、多くの若者(118名)を呼び込むことができた。 ・参加者に対して「ボランティア活動証明書」を交付し、参加意欲の醸成を図った。 ・引き続き、大学生等の若者のボランティアへの参加促進につながる効果的な仕組みや環境づくりに取り組む必要がある。	引き続き、大学生等の若者のボランティアへの参加促進につながる仕組みや環境づくりに向け、まちづくりセンターの指定管理者をはじめ、関係者と意見交換をしていく。
	15	「宮デジサポーター」によるデジタル知識・技術の伝達・支援	デジタル機器を活用できる技術の格差を緩和するため、スマートフォンの基礎的な操作方法などについて身の回りの高齢者等に対して教えることができる「宮デジサポーター」を養成し、日常生活や所属する地域団体の普段の活動の中で、高齢者などに対して、スマートフォンに関する正しい知識や技術の伝達、支援などに取り組む。	宮デジサポーターの養成人数	-	120人 (累計)	20人	45人	70人	95人	40人 【200%】	82人 【182%】	A	庁内各課との連携や広報紙の活用などにより、新たに42名を養成し、当初想定を上回る養成人数を達成した。関係課や地域行政機関と連携しながら、活動機会の提供や宮デジサポーター同士の交流会の開催等を行った。	引き続き、より多くの宮デジサポーターの養成人数の拡充に向けて、活動に適したスキルを持つ、意欲的な人材を募集するため、広報紙等で宮デジサポーターの活動やその意義について発信する。加えて、宮デジサポーターの活動促進に向けて、関係課や地域行政機関と連携しながら、地域とのマッチング支援を通じて地域との接点を増やすとともに、交流会の開催等を通じて、より一層宮デジサポーター同士のつながりを形成する。

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧（重点取組）

基本目標2 共に支え合う地域づくり

基本施策	NO	取組	取組内容	定量的指標	現状値 (R3年 度)	目標値 (R9年 度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R5年度 実績値 【達成率】	R6年度 実績値 【達成率】	R6年度 評価	令和6年度の評価(成果や課題)	令和7年度の取組内容
							参考 目標値	参考 目標値	参考 目標値	参考 目標値					
1 市民の主体的な地域活動への支援	17	まちづくり活動応援事業の推進	市民、NPO、企業等が容易にまちづくり活動情報を発信・入手ができ、まちづくり活動に参加しやすい仕組みを構築し、活動参加の「きっかけ作り」と活動継続の「励み」を創出することにより、まちづくり活動への参加者の増加や、活動団体の「活力向上」を図る。	まちづくり活動応援事業への登録者数	1,816人	11,000人	7,000人	8,000人	9,000人	10,000人	6,683人 【95%】	7,527人 【94%】	B	・市内全域において、本事業が活用されるよう、引き続き、「まち活応援隊」(地域行政機関職員)による「1地区1モデル事業」の創出支援に取り組んだほか、アプリの操作性(検索方法など)の改善に向けたシステム改修に取り組むとともに、地域活動団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、SNSなどを通じた事業PR動画の周知による事業の普及啓発を行った結果、活動者等の登録の増加や活動機会の創出につながった。 ・更なる参加促進を図るため、引き続き、地域活動団体、NPO、企業等に対し、まちづくりセンターと連携しながら、本事業の参加方法、仕組みなどについて周知する必要がある。 ・市内全域において、本事業が更に活用されるよう、参加者(団体・個人)の登録促進や相談支援の充実、PR強化等を図る必要がある。	活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、引き続き、まち活応援隊やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進、参加促進に向けた効果的な方策を検討し、実施していく。
	20	自治会加入促進	日常生活を共に支えあい、安全安心な暮らしを確保するため、自治会の活性化を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の絆づくりを図る。	自治会加入世帯数	148,370世帯	150,000世帯	148,500世帯	148,875世帯	149,250世帯	149,625世帯	146,789世帯 【98.％】	145,557世帯 【98.％】	B	・安全で安心な地域づくりのための重要な役割を担う「自治会」の持続性を高めるため、自治会に関する基本理念や関係者の役割などを定めた「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」を制定するとともに、集合住宅等への加入促進アプローチ強化に向け、自治会にアドバイザーを派遣する取組や、「宮PASS」のスタンブラリー開催の支援を行い、自治会会員の優待制度の魅力向上につなげるなど、様々な自治会支援事業を行った。 ・引き続き、宇都宮市自治会連合会と連携しながら、自治会の維持及び活動の活性化を促進するため、加入促進や負担軽減、退会抑止に向けた支援の充実・強化を図っていく必要がある。	・「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」の制定を契機として、自治会への理解や関心を高めるため、市内5ブロック単位で「地区版自治会シンポジウム」を開催するとともに、高齢などを理由に活動が困難な方への負担軽減策を実施した自治会に対する支援金交付、自治会活動の効率化に向け、会費の口座振替を導入する自治会に対する初期費用の助成など、全国でも類を見ない手厚い支援策を創設し、活動の活性化や負担の軽減、退会抑止に取り組む。 ・引き続き、自治会が課題解決や活動の活性化に主体的に取り組めるよう、宇都宮市自治会連合会、地域行政機関と連携し、自治会支援強化を図っていく。
	21	民生委員児童委員活動等に対する支援	民生委員児童委員活動を遂行するために必要な知識及び技術の習得や民生委員児童委員協議会の地域福祉活動事業の支援を行う。		-	-	-	-	-	-	-	-	A	・全体研修会の実施を通して、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図り、地域福祉活動の推進に取り組むことができた。 ・委員の高齢化や新たな担い手の不足により、欠員が生じているため、担い手確保の取組として、「市民民生委員児童委員協議会」との連携により、仕事や子育てを両立しながら活動する民生委員にクローズアップした新たなリーフレットを作成し、働く世代や子育て世代などに対する民生委員活動の理解促進に取り組むことができた。	・民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、地域福祉活動の推進のために、引き続き、民生委員児童委員協議会の事業を支援していく。 ・欠員が生じている地区において、各地区の実情に応じ、地区民児協等と連携しながら制度周知を実施する。
	24	福祉協力員活動の充実	誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、身近な地域で暮らす住民同士が、日常生活の中で見守りや声かけ活動などを行う福祉協力員活動の充実・強化を図る。	福祉協力員の委嘱人数	2,516人	2,582人	2,520人	2,520人	2,551人	2,551人	2,447人 【97%】	2,431人 【95%】	B	・任期途中からの委嘱・変更・退任等の事務に適宜対応した。 ・令和7年度からの福祉協力員委嘱に向け、地区社協、自治会連合会等へ推薦依頼を行った。 ・各種研修会を開催し、福祉協力員に対し、幅広い内容に関する研修機会を提供した。また、各地区の研修に際し、指導、助言等を適宜実施した。 ・市内外からの視察や研修等の依頼、問い合わせ等に適宜対応した。	・福祉協力員の委嘱・表彰 ・階層別研修の計画的な実施 ・各地区における研修会の開催支援 ・自治会との連携強化
	27	ボランティアセンターの充実	市民が気軽にボランティア活動等に参加できるよう、ボランティアの相談・登録やマッチングのほか、養成講座の開催や交流の場づくりなど、市民の自発的な活動の支援を行う。また、災害時における災害ボランティアセンターの迅速な設置や円滑な運営を図るために災害ボランティアの養成を充実させるなど、総合的なボランティア支援体制を推進する。	ボランティアセンター登録団体数	359団体	362団体	350団体	353団体	356団体	359団体	328団体 【93%】	306団体 【87%】	B	ボランティアの相談・登録・マッチング等、ボランティア活動の支援を図った。 コロナ禍以降、活動自粛していた団体の解散や、高齢化によって活動が難しくなってしまった団体等が増加し、登録団体数の減少が見受けられた。	ボランティア活動に気軽に参加できるよう、引き続き、相談・登録・マッチング、HPやSNS等を活用し情報提供に努め、今後も登録団体への活動支援の充実を図っていく。
	28	宮っこの居場所づくりの推進	子どもが気軽に立ち寄り、かつ自由に集まることができ、自主的な活動や交流の機会が得られる場を提供するとともに、支援が必要な子育て家庭の孤立化を防ぐことができるよう、子どもを見守りながら支援を必要とする子育て家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援を行う宮っこの居場所づくりに取り組む。	宮っこの居場所の登録数(か所)	23か所	56か所	36か所	41か所	46か所	51か所	44か所 【122%】	42か所 【102%】	A	・より身近な地域で利用しやすい居場所の設置を促進するため、市民や団体等への居場所づくり事業の周知や開設準備講座の開催、開設・運営に係る経費の一部支援に加え、「宮っこの居場所づくりスタートブック」を活用し、広く周知を行うことができた。 ・身近な地域において、子どもが気軽に居場所を利用できるよう、さらなる設置数の拡大を図る必要がある。また、既存の居場所について、利用者の状況に応じた支援や安定的な運営ができるよう、運営者やスタッフの資質の向上及びボランティアの確保を図る必要がある。	・引き続き、関連団体への周知や地域への出前講座の実施、市民向け講演会、パネル展の開催などにより、市民や団体等の事業への理解促進や居場所設置の機運醸成を図るとともに、「宮っこの居場所づくりスタートブック」の活用や開設準備講座の開催、相談窓口での支援などを通して、居場所の設置促進を図っていく。 ・「宮っこの居場所ネットワーク会議」において、情報交換や研修等を行うことにより、運営スタッフの資質向上と居場所間の連携強化を図る。 また、社会福祉協議会や大学等と連携しながら、居場所のボランティア確保等に努めることで、運営体制の強化を図っていく。

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧（重点取組）

基本目標2 共に支え合う地域づくり

1	市民の主体的な地域活動への支援	32	ふれあい・いきいきサロン事業の推進	高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供し、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいがづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができるよう、支えあい助けあう地域社会の構築を推進する。	ふれあい・いきいきサロン設置数	306 か所	360 か所	320 か所	330 か所	340 か所	350 か所	328 か所 【102%】	335 か所 【102%】	A	【成果】 サロンへの情報提供や研修の実施、立ち上げ支援の結果、22サロンが新規で立ち上がり合計設置数の増となった。 参加者同士の会話が増え、地域内での人間関係が深まる、地域での孤立を防ぎ欠席者への安否確認や生活状況の把握ができるなど、社会的交流・地域の見守りの促進につながった。 サロンで運動を行うことで、体調管理への関心が高まり運動習慣や気力を維持できているほか、歌やおしゃべりによるストレス軽減が図られるなど、健康維持・増進に効果がみられた。 【課題】 参加者の高齢化や固定化、活動のマンネリ化により、新しい交流の機会に限られる。運営スタッフの高齢化や担い手不足により、10サロンが解散となった。	誰もが参加できる居場所としての機能を最大限引き出せるよう、参加者の拡大・増加や、サロン活動を継続的に実施するため、地区社協や福祉協力員など地域の関係機関との連携のもと、サロン活動の情報発信や、サロン間の情報交換の場の提供、研修の実施等、引き続き各サロンの抱える課題に寄り添った支援を進めていく。
2	社会参画の促進	32	ふれあい・いきいきサロン事業の推進(再掲)	高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供し、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいがづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができるよう、支えあい助けあう地域社会の構築を推進する。	ふれあい・いきいきサロン設置数	306 か所	360 か所	320 か所	330 か所	340 か所	350 か所	328 か所 【102%】	335 か所 【102%】	A	同上	同上
		36	参加支援事業	地域社会との繋がりがづくりに向け、個人の状況やニーズ等に応じ、福祉協力員や民生委員などの地域福祉の担い手が地域資源とのマッチングを支援する。		-	-	-	-	-	-	-	-	A	・参加支援事業については、6月に「 <u>共生の居場所ライトリック補助金</u> 」を令和7年度までのモデル事業として創設し、社会との関係が希薄化している、又は希薄化する恐れのある人を含め、世代や分野を問わず誰もが集える居場所づくりへの支援や、8月から社会復帰や社会参加の促進に支援が必要な方に対して <u>精神保健福祉士などが支援する「参加支援コーディネート事業」</u> を開始するなど、事業の充実を図った。 ・今後、モデル事業の本格実施に向けて効果検証などを実施する必要があるとともに、参加支援コーディネーターと要支援者とのマッチングが円滑に図られるよう、運用面の対応が求められている。	・「共生の居場所ライトリック補助金事業」については、居場所の運営者・利用者へのヒアリング等を行い、本格実施に向け、制度の見直しや追加の検討を行う。 ・「参加支援コーディネート事業」については、多機関協働事業での積極的な活用に向け、具体的な導入提案を行うとともに、参加支援コーディネーターと要支援者との適切なマッチングが図られるよう、事前の調整等を丁寧に実施する。
3	共に支え合う地域ネットワークづくり	39	認知症になっても地域で安心して暮らせる環境の整備	はいかい行動が顕著となった認知症の方やその家族を地域で支える体制を構築するため、地域住民による温かな見守りやはいかい時の搜索への協力などの支え合いを充実するほか、認知症が原因で生じる事故等の損害を補償する保険制度を実施する。	見守りグッズ利用者数	-	2,000 人 (累計)	400 人	800 人	1,200 人	1,600 人	656 人 【164%】	940 人 【117.5%】	A	・認知症の方が行方不明となった際に、地域住民の協力により、早期発見につなげることができるよう、声掛けや手助けの目印となる「見守りグッズ」や、スマホアプリを活用して、搜索依頼・搜索協力が行える「搜索支援アプリ」について、認知症の本人・家族や地域住民に対して幅広く周知に取り組んだほか、地域が主体となって認知症による行方不明者搜索訓練に取り組む仕組みを整備するためWGを立ち上げ、訓練マニュアル作成に向けた検討などを実施した。 ・認知症の方を支える地域づくりの推進が図れるよう、より多くの市民に対し事業の理解促進に取り組み、特に「搜索支援アプリ」は、多くの協力者が必要であることから、協力者の登録者数を増やしていく必要があるほか、地域が主体となって認知症による行方不明者搜索訓練を実施できるよう、マニュアルを完成し、地域へ開催に向けた支援を行っていく必要がある。 ・認知症事故救済制度については、保険制度に自動加入となる、本市から要介護認定を受けており、一定の要件(日常生活自立度Ⅰ以上かつ寝たきり度Ⅱ以下)に該当する方を適切に把握し、加入通知を発送するなど事業を継続的に実施した。 ・事業内容については、保険加入者となる認知症の方やその家族への理解促進を図るとともに、事故の相手方には誰もがなりえることから、広く市民への事業の周知にも取り組む必要がある。	・地域の関係者のつながりがづくりや支え合いの意識醸成が図れるよう、WGを通して、各関係者からの意見をもらい、実践的なマニュアルを作成し、地域に対してマニュアルを用いた訓練の実施を支援するとともに、地域生活安心サポート事業については、搜索協力者の確保のため、様々な機会を捉えて各地域に対し、「見守りグッズ」や「搜索支援アプリ」を活用した事業の説明などを行い、引き続き、事業の周知に取り組む。 ・認知症事故救済制度については、認知症が原因で生じる事故等に対する本人・家族の負担や不安を軽減するため、認知症関連イベントや出前講座、地域、関係団体の各種会議など、様々な機会を捉えて積極的な周知に取り組みながら、引き続き事業を実施していく。
		40	コミュニティワーカーの育成支援	地域における多様な関係機関・団体や行政機関等と連携・協働し、ネットワークづくりを推進することにより、新たな福祉活動やサービスの充実強化を図れるよう、コミュニティワーカーの確保や育成に向けた支援を行う。		-	-	-	-	-	-	-	-	B	社会福祉協議会運営に関わる補助金をとおして、社会福祉協議会の相談支援の充実強化を図る。 市社会福祉協議会に <u>地区担当職員(5名)</u> を配置し、 <u>コミュニティワーク(地域支援)</u> の強化を図った。	新たな福祉活動やサービスの充実強化を図れるよう、引き続き、社会福祉協議会に対し、必要な支援を行います。
		41	支え合い協議会の設置	関係機関と連携しながら、市全域に共通の課題について、支え合いの取組の実施や、支援策を検討する協議会の設置を検討する。		-	-	-	-	-	-	-	-	A	・宇都宮市支え合い協議会の運営を本格的に開始し、総会において「 <u>バリアフリー委員会</u> 」「 <u>支え合い活動支援委員会</u> 」の設置及び取組の方向性を決定し、両委員会においてそれぞれ活動を実施した。 ・バリアフリー委員会では、 <u>点字ブロックに関する啓発ポスター</u> を作成、掲示した。支え合い活動支援委員会では、 <u>支え合い活動の啓発リーフレット「ものがたりで読む ささえあいのすすめ」</u> を作成、配布するとともに、企業団体の支え合い活動について情報収集を開始した。	市全域における課題解決に向け、共同事務局である宇都宮市社会福祉協議会と連携しながら、総会において年次の取組の方向性を定め、各委員会において着実に実践していく。

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧（重点取組）

基本目標3 安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくり

基本施策	N0	取組	取組内容	定量的指標	現状値 （R3年 度）	目標値 （R9年 度）	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R5年度 実績値 【達成率】	R6年度 実績値 【達成率】	R6年度 評価	令和6年度の評価（成果や課題）	令和7年度の取組内容
							参考 目標値	目標値	目標値	目標値	【達成率】	【達成率】			
1 多様な福祉サービスの充実	45	広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進	ユニバーサルデザイン文書マニュアルを活用し、市民にわかりやすい文書の作成に努めるほか、広報紙の点字・音声版作成や、ホームページの音声読み上げに配慮した作成などにより、障がい者や高齢者にわかりやすい行政情報の提供を推進する。		－	－	－	－	－	－	－	－	A	広報紙の点字・音声版について、毎月、広報紙の発行に合わせて作成し、希望者に無料で郵送するとともに、ホームページに音声版やテキストデータを掲載している。ホームページにおいては、文字サイズや文字及び背景の色の組み合わせが変更できるほか、添付するPDFデータを含め音声読み上げソフトに対応した仕様となっている。 高齢者や障がい者にわかりやすい行政情報を提供できるよう、ユニバーサルデザイン文書マニュアルを活用し、市民にわかりやすい文書の作成に努めた。	全ての市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」広報の確立に向けて、広報紙やホームページについて、さらなる閲覧しやすさの向上等に取り組む。 引き続き、ユニバーサルデザイン文書マニュアルを活用し、庁内関係課に周知し、わかりやすい文書の作成を推進する。
	48	包括的相談支援事業（保健と福祉の相談窓口・地域包括支援センター）	高齢者、子ども、障がい者、生活困窮者、外国人など、世代や属性、相談内容等に関わらず相談を受け止め、必要な支援に繋ぐことができるよう、本庁及び4か所の地区市民センター（平石、富屋、姿川、河内）の保健と福祉の相談窓口に加え、市内25か所の地域包括支援センターに共生型の窓口を設置する。	保健福祉の相談窓口・地域包括支援センターにおける相談件数	－	29,320件	24,100件	25,300件	26,600件	27,900件	32,261件 【133%】	30,935件 【122%】	A	・令和5年度から引き続き、地域包括支援センター（25か所）と地域保健福祉担当（5か所）に設置する「保健と福祉のまるごと相談窓口エールU」において、保健と福祉に関する相談を受け止め、内容に応じて適切な専門の相談支援機関や多機関協働事業者につなぐことができた。	・引き続き、研修等を通じて従事者や関係機関の対応力強化を図りながら、相談の受け止め、課題の検討、課題に応じた専門の支援機関等へのつながりを適切かつ円滑に実施していく。
	51	こども家庭センターの設置	相談支援体制を強化し、支援を要する妊産婦や子ども等を早期かつ確実に把握するとともに、適切な支援を届けるため、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を一体化した「こども家庭センター」を設置し、妊婦や子育て世帯の個人の状況等に応じたサポートプランの作成やアウトリーチによる訪問支援等、切れ目ない支援の更なる充実を図る。		－	－	－	－	－	－	－	－	A	・5か所の「こども家庭センター相談窓口」において、支援を必要とする妊産婦等に対して、個々の事情に応じたサポートプランを作成し、関係機関と情報を共有・連携を実施するなど、「こども家庭センター」の機能を十分に発揮し、切れ目ない支援を実施することができた。 ・また、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業」のうち、妊娠届出時の妊婦全数面接及び妊娠8か月面接の実施、子育てガイドの説明やマタニティプランの作成等、身近な地域において寄り添った相談支援を実施することができた。 ・今後においても支援を要する母子に対して、安心して子育てができるよう更なる支援の充実を図る必要がある。	引き続き、支援を必要とする妊産婦等に対して、個々の事情に応じたサポートプランを作成し、関係機関と情報を共有・連携し、切れ目ない支援を実施していくとともに、安心こども基金を活用しながら、こども家庭センター事業の推進に努めていく。
	52	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	「ひきこもり」などの複雑化・複合化した問題を抱えることで必要な支援が届いていない又は、必要な支援を求められない個人や世帯に適切な支援が届くよう、アウトリーチ等による継続した支援を実施し、多機関協働事業に繋げる。	アウトリーチ等の実施件数	－	200件	160件	190件	195件	195件	105件 【65%】	162件 【85%】	B	・アウトリーチの取組により、発見把握した支援を必要とする者については、それぞれの困りごとに応じて専門の支援機関につないだほか、多機関協働事業の対象となるケースについては、重層的支援会議等で支援プラン等を作成し、ケースに応じて様々な専門支援機関の協力のもと、適切な支援を実施することができた。 ・一方、多機関協働事業の対象となるケースにおいて、専門支援機関による支援開始までの間もアウトリーチ等による継続的な支援を必要とする者に対しては、この期間・段階の支援を担う機関が不明確もしくは存在しないことから、一時的に地区担当保健師やエールU職員が対応することが多く、支援関係者内での役割分担の明確化や負担の分かち合いについて、ケースごとにさらに理解の共有や話し合いを深めていく必要がある。	・引き続き、アウトリーチの取組により発見把握した、支援を必要とする者に対しては、速やかに適切な支援機関等につなぐことができるよう、取り組んでいく。また、潜在的な課題を抱える世帯や個人を取りこぼすことが無いよう、研修等を通じて職員の情報感度のスキルを高めていく。 ・また、多機関協働事業者をはじめ、各専門分野の支援機関やエールU等の窓口従事者に対して、多機関協働事業の対象となるケースにおいてはチームとして支援を提供していくことが必要となること、その手法として「支援ののりしろ」の考え方が重要になることの理解徹底を図っていく。
	55	宮っ子ステーション事業の推進	放課後における児童の健全育成を図るため、地域、学校等と連携して児童の安全安心な居場所を設け、体験活動や交流活動、学習支援などを行い、参加児童が様々な体験を通して学びながらコミュニケーション能力などの「生きるために必要な力」を身につけ、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。	放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数（年間）	12,904人	18,780人	14,000人	15,000人	16,000人	17,000人	21,540人 【153%】	22,080人 【147%】	A	・令和6年度は、地域と連携のもと新たに1校での放課後子ども教室の立ち上げを行うとともに、未実施校へ積極的に足を運びながら学校や魅力ある学校づくり地域協議会、宮っ子ステーション推進委員会等への働きかけを行い令和7年度の新規立ち上げ（5校予定）に繋がった。 ・既に実施している学校においても、企業の視点（専門体験）を取り入れながら、様々な活動を通して児童の自主性や社会性の向上に取り組んだ。 ・また、地域によっては、担い手の不足や高齢化により、事業の企画立案の負担が大きいため、活動アドバイザーリストの活用などにより、負担軽減を推進し、子どもたちの体験の場の更なる充実を図る必要がある。	・引き続き未実施校へ積極的に足を運びながら、地域の実情に応じた働きかけを行うとともに、実施校区に対しては、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりの更なる充実に向け、活動アドバイザーリスト等を活用した活動内容の充実への支援を行っていく。

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

基本目標3 安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくり

1 多様な福祉サービスの充実	56	多機関協働事業	地域共生社会の構築に向け、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した問題に適切に対応できるよう、問題を解きほぐし、関係機関等の役割などを盛り込んだ支援プランを作成し、多機関協働による支援を提供する。	多機関協働事業調整件数	-	675件	640件	650件	660件	670件	61件【9%】	43件【6%】	C	・エールU等から寄せられた8050問題やひきこもりなど複雑化・複合化した問題があるケースに対して課題の解きほぐしや調整、多分野の関係機関をマネジメントし、関係機関と連携した支援を行うことができた。 ・なお、昨年度と比べて調整件数自体は減少したが、調整依頼件数のうち多機関協働事業の対象となる件数は増加(R5:29件→R6:34件)しており、相談を受け止める最前線であるエールUでの解きほぐしの精度が向上したことによる調整件数の減と評価できる。 ・このような中、多機関協働事業に該当する案件の累計管理件数は49件と増加傾向にあることから、今後とも、複雑化・複合化した問題を抱えるケースの早期発掘・早期支援に向け、エールU等への適切な後方支援を行えるよう、相互に相談しやすい顔の見える関係をさらに深めていくことが重要であると考える。	・引き続き、エールUの窓口従事者を含む多機関協同事業担当職員向けの研修会を実施し、多機関協働事業に該当するケースの理解を深め、相談者への対応方法や、要支援者へのアウトリーチ等を通じた継続的な支援方法などのスキル向上を図る。 ・また、5拠点の多機関協働事業担当者が集まる定期的な連絡会において事例の情報共有やケーススタディなどを実施し、多機関協働事業担当者自身の対応力の向上を図ることで、要支援者に対して、多分野の関係機関と連携した伴走型の支援を実施していく。 ・引きこもり支援については、支援者向けの研修を開催し、対応力の向上を図る。
	57	ヤングケアラー対策の推進	ヤングケアラーの早期把握に努めるとともに、ヤングケアラーの疑いのある子どもから相談を受けた場合には、アセスメントシートの活用等により、必要に応じて、医療機関等の社会資源や福祉サービスと家庭をつなぐなど、個々の家庭環境に応じた支援を行う。 また、研修会等を通じて、福祉、介護、医療、教育等の関係機関に対し、ヤングケアラーに対する理解促進を図るなど、社会的認知度向上のための取組を推進する。		-	-	-	-	-	-	-	-	A	・ヤングケアラーの相談支援を専門に行うコーディネーターを配置するとともに、ヤングケアラー当事者や関係機関等からの相談を受け付ける専用相談窓口を開設した。 ・また関係機関を対象にした研修会の実施や、ヤングケアラーの概要と相談窓口を記載したチラシを中学校・高等学校に配布し、潜在化しやすいヤングケアラーの早期発見・把握につなげることができた。 ・「子育て世帯訪問支援事業」を活用した支援の実施などにより、ヤングケアラーの負担軽減に寄与することができた。	・関係機関に対する研修等の開催や新たにヤングケアラー実態調査の実施により、ヤングケアラーの更なる早期発見・把握を図るとともに、家事支援などが必要な世帯に対しては子育て世帯訪問支援事業を導入するなど、適切な支援に取り組んでいく。
	59	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実	学校や社会とつながりがもてずに家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒等が、教育から取り残されてしまうことがないように、「学びの機会」を保障し、将来の社会的自立を可能とする仕組みを構築する。	不登校児童生徒のうち、「学びの機会」を保障し、将来の「社会的自立」に向けた支援につながった児童生徒の割合	74.1%	85%	75%	77.5%	80%	82.5%	76.2% 【101%】	78.1% 【99.2%】	B	不登校数が増加する中、各小中学校においては、新たな不登校児童生徒を生み出さないよう、きめ細かな学級経営や課題の早期発見・早期対応に取り組む必要がある。不登校児童生徒の学びの機会を保障するなど、児童生徒が安心して過ごせる教育環境づくりの推進や将来の社会的自立を目指した支援に取り組む必要がある。 また、不登校の要因・背景が複雑化・多様化する中で、関係機関が連携を強化し、児童生徒一人一人の社会的自立と学びの場の確保に向け、個々の状況に応じた支援の充実を目指し、不登校対策の取組を進める必要がある。	学校においては、指導主事による不登校対策に係る学校訪問の実施や児童生徒基礎調査の活用等により、不登校の未然防止、早期発見・早期対応の強化を図る。また、校内に安心できる居場所を確保するため、全中学校に校内教育支援センターを開設し、専属の校内教育支援センター支援員によるきめ細かな支援や別室登校支援、1人1台端末を活用した支援など、一人一人の状況に応じた不登校支援の充実を図る。さらに、適応支援教室や、フリースクール等の民間施設へ通所している児童生徒については、積極的な情報共有等、関係者が連携し、学びの保障と将来の社会的自立に向けた支援を推進するとともに、不登校対策プロジェクト会議により、関係各課の取組状況を進行管理し、総合的な不登校対策の取り組みを推進する。

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧（重点取組）

基本目標3 安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくり

1	多様な福祉サービスの充実	60	つながりサポート女性支援事業	不安や困難を抱える女性の潜在化が懸念される中、支援が十分に行き届いていない女性に対し、相談支援を行うため、身近な地域で活動するNPO等と連携したきめ細かな支援など相談体制の強化を図る。	つながりサポート女性支援事業において連携したNPO等の数	56 団体	90 団体	91 団体				97 団体 【107%】	101 団体 【110%】	A	・市女性相談所での相談のほか、地域の身近な場所で相談できるよう、協力機関による「つなサポ相談室」(57か所)や、公共施設や市イベント会場などでの出張相談会や連携機関との周知イベントを12か所で実施、6月から新たに居場所づくり事業を実施するなど、委託事業者や協力機関の知見やネットワークを生かした相談支援に取り組むことができた。 ・円滑で切れ目のない支援を行うため、協力機関連携会議等において、相互理解を深めるための意見交換や研修等に取り組んだことで、協力機関同士のネットワーク化を図ることができた。 ・相談窓口を有する団体を対象に、支援人材育成出前講座を開催し、困難な問題を抱える女性を支援できる人材を育成した。 ・複雑化・複合化した相談案件について、円滑で切れ目のない支援を行うため、様々な分野で専門性を有する連携機関の協力体制の構築やネットワークを強化していく必要がある。 ・相談事業や居場所事業について、若い方の利用が少ないことから、若年女性が相談しやすい環境を整備する必要がある。	・引き続き、連携会議等において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組み、連携機関同士のネットワークを一層強化することにより円滑な支援を実施する。 ・困難な問題を抱えている状況ではあるが、相談や支援の必要性を認識することができない、行政への相談はハードルが高いなどの理由により相談できない若年女性が気軽に相談できるよう、出張相談会や居場所づくり事業の実施回数・場所の見直し等を行っていく。
		67	障がい者の就労支援の充実	障がい者の経済的自立に向け、就職ガイダンスや一般就労体験などの就労支援策のほか、多様な福祉の場が確保できるよう農業など様々な分野と連携し、障がい者の就労の場の拡大を図る。		-	-	-	-	-	-	-	-	B	・障がい者就職ガイダンスや令和6年度から新たに開催した「企業向けセミナー」等の就職支援事業を実施したことにより障がい者の就職につながる機会の創出が図られた。 ・障がい者が適正に能力を発揮できるよう、就職ガイダンスに参加する企業の業種や職種の拡大を図り、障がい者雇用を促進する必要がある。	・障がい者の就職につながる機会を引き続き創出するために、自立支援協議会就労支援部会において、障がい者就労支援事業所や関係機関と就労支援策に係る意見交換を行いながら、ハローワークや商工会議所等と緊密に連携しながら事業を実施していく。 ・令和6年度より開始した、障がい者の就労に協力的な企業を認定・周知する「宇都宮市障がい者サポート企業制度」と既存の就職支援事業を一体的に取り組むことで、さらなる障がい者雇用の促進につなげていく。
2	権利擁護支援の充実	69	「成年後見制度利用支援事業」の効果的な運用	市は、成年後見審判請求市長申立を迅速に実施するとともに、申立に要する経費や成年後見人等の報酬を確保することにより、「成年後見制度利用支援事業」の効果的な運用を行う。	相談件数	200 件	400 件	230 件	264 件	303 件	348 件	222 件 【96%】	693 件 【262%】	A	【成果】 ・市長申立に関しては、審査会を2か月に1回の頻度で定期的に開催し、迅速な申立てを実施した。 （市長申立件数 44件/内訳 高齢32、障がい8、精神4） ・専門職（後見人、監督人）が適切な報酬を得ることができる持続可能な制度となるよう、成年後見制度利用支援事業の対象者に、広く低所得者を含めるとも、市長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び後見監督人等が選任される場合の報酬を含めた見直しを行った。 【課題】 ・認知症高齢者等の増加により、制度の担い手確保が必要	・成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、引き続き、地域包括支援センターによる地域ケア個別会議において成年後見制度の利用につなぐとともに、市長申立審査会の適時適切な開催や、申立費用や後見人報酬の助成の円滑な執行に取り組む。
		74	中核機関の設置・運営	市は、法第14条第1項の規定に基づき、専門的な権利擁護支援の相談に対応する中核的な役割を担う機関（以下、「中核機関」という。）について、令和5年度中の設置を目指す。 中核機関は、地域連携ネットワークをコーディネートし、広報、相談支援、利用促進、後見人支援の機能を担う。業務は広報・相談支援を基本に、段階的に拡張していく。	市民の成年後見制度の認知度	-	65.0%	59.7%	61%	62.3%	63.7%	-	73.1% 【120%】	A	【成果】 ・広報として、成年後見制度に関するチラシの作成・配布や市民向けの講演会、一次相談機関向けの研修会等を実施 ・相談支援として、中核機関において一次相談機関や市民等からの相談対応を実施 【課題】 ・法律・福祉の専門職と連携した支援や後見人受任候補者の調整等が必要	・引き続き、二次相談機関として機能できるよう各関係機関と連携しながら円滑な運営を行う。 ・広報として、成年後見制度に関するチラシの作成・配布や市民向けの講演会、一次相談機関向けの研修会等を実施 ・相談支援として、中核機関において一次相談機関や市民等からの相談対応を実施。また、法律・福祉の専門職と連携したケース検討定例会議にて支援内容や後見人受任候補者の調整等を行うほか、専門職相談会を定期的に実施。
		78	関係機関の協働による地域連携ネットワークの構築	市は、地域の人が支援を必要としている人に気づくことで支援に繋げ、相談を受けた機関は、関係機関と連携して本人の課題の解決が図れるよう、司法・福祉・行政等の関係機関による権利擁護支援における地域連携ネットワークを構築し、その推進のための協議会を設置し、中核機関とともに運営する。		-	-	-	-	-	-	-	-	A	【成果】 ・法律・福祉、医療、金融等の関係機関との連携強化を図るため、「成年後見制度利用促進協議会」を年2回開催	・引き続き、法律・福祉、医療、金融等の関係機関との連携強化を図るため、「成年後見制度利用促進協議会」を年2回開催

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧(重点取組)

基本目標3 安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくり

2 権利擁護支援の充実	57	ヤングケアラー対策の推進（再掲）	ヤングケアラーの早期把握に努めるとともに、ヤングケアラーの疑いのある子どもから相談を受けた場合には、アセスメントシートの活用等により、必要に応じて、医療機関等の社会資源や福祉サービスと家庭をつなぐなど、個々の家庭環境に応じた支援を行う。 また、研修会等を通じて、福祉、介護、医療、教育等の関係機関に対し、ヤングケアラーに対する理解促進を図るなど、社会的認知度向上のための取組を推進する。		-	-	-	-	-	-	-	-	A	同上	同上
	59	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実（再掲）	学校や社会とつながりがもてずに家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒等が、教育から取り残されてしまうことがないよう、「学びの機会」を保障し、将来の社会的自立を可能とする仕組みを構築する。	不登校児童生徒のうち、「学びの機会」を保障し、将来の「社会的自立」に向けた支援につながった児童生徒の割合	74.1 %	85 %	75 %	77.5 %	80 %	82.5 %	76.2 % 【101%】	78.1 % 【99.2%】	B	同上	同上
	81	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の社会復帰について理解を深めるため、イベントの開催や広報・啓発活動を行い、地域の理解促進に取り組む。		-	-	-	-	-	-	-	-	B	・宇都宮保護区保護司会や宇都宮更生保護女性会などの関係団体と連携しイベントを行った。また、啓発パネル展等で周知啓発活動を実施することにより、犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けた啓発を図った。 ・市再犯防止推進計画について、庁内関係各課と連携を図りながら、内容を改定し、第2次市再犯防止推進計画を策定した。	・犯罪や非行のない明るい社会の実現のため、引き続き、関係団体と連携を図り、啓発運動を実施する。 ・県が実施するいきいきフェスタについて、今年度は本市が開催地になることから県と連携を図り協力して、明るい社会の実現に向けた周知啓発活動を実施する。
	83	虐待・DV防止対策の強化	虐待・DVの防止のため、関係機関・地域と連携し、見守り体制の構築や相談体制の強化を図るとともに、福祉施設に対する巡回支援指導や市民に対する周知啓発を実施し、虐待・DVの未然防止や早期発見に向けた支援の充実を図る。		-	-	-	-	-	-	-	-	A	(女性活躍推進課) ・令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、複合化・複雑化した悩みを抱える女性の支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関や民間団体等により構成される「 <u>困難な問題を抱える女性への支援調整会議</u> 」(支援調整会議)を設置したほか、「DV対策関係機関ネットワーク会議」(ネットワーク会議)を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年4月施行)に基づく協議会に位置付けを変更し、 <u>既存の「虐待・DV対策連携会議」</u> と同時開催することで、関係機関における相談の状況や取組内容等についての意見交換、課題や情報の共有を行うことができた。 ・複雑化・複合化した相談案件について、円滑で切れ目のない支援を行うため、庁内保健福祉部門や子ども部門等と連携を図るとともに、様々な分野で専門性を有するNPO等協力団体との連携やネットワークを強化していく必要がある。 (高齢福祉課) 【成果】 ・高齢者虐待への迅速かつ適切な対応を図るため、 <u>高齢者虐待対応研修会等</u> を実施し、職員の対応力の向上につなげた。 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援マニュアルの内容について、研修などを通して関係者に周知啓発を行い、高齢者虐待の早期発見・早期対応、養護者に対する支援につなげた。 【課題】 ・地域における実態把握や高齢者虐待の正しい知識の周知、介護負担の軽減が課題となる (子ども政策課) 市内全ての教育・保育施設等を対象に、事前通告なく巡回指導支援を実施した。 対象施設：202施設（各2～4回程度実施）	(女性活躍推進課) ・DV等の早期発見や適切な支援が行えるよう、引き続き、虐待・DV対策連携会議と支援調整会議、ネットワーク会議をあわせて開催し、各機関間の情報共有や、意見交換などを行うことにより、関係機関との連携強化を図っていく。 (高齢福祉課) ・引き続き、高齢者虐待対応研修会を実施することで職員対応力の向上を図る ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援マニュアルの内容について、随時周知することで高齢者虐待の早期発見・早期対応、養護者に対する支援を行っていく。 (子ども政策課) 引き続き、虐待の未然防止や早期発見等に向け、市内全ての教育・保育施設等を対象に事前通告なく巡回指導支援を実施していく。

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」事業一覧（重点取組）

基本目標3 安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくり

3 快適な生活基盤の計画的な整備	84	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築	子どもや高齢者、障がい者など、誰もが移動しやすい交通環境を創出するため、東西基幹公共交通ＬＲＴの整備や幹線・支線からなるバスネットワークの再編、郊外部における地域内交通の拡充、市街地部における生活交通の確保に向けた取組を進めるとともに、運賃負担軽減策の充実など、公共交通の利用環境の向上に取り組む。	公共交通カバー率	90.7%	98.7%	93.4%	94.7%	96%	97.3%	92.5% 【99%】	93.5% 【99%】	B	・バス路線再編や細谷・上戸祭地域への地域内交通導入による地域内交通導入エリアの拡大などによって、公共交通カバー率は上昇している。 ・都市拠点と各地域拠点を結ぶ幹線バス路線など、NCCの形成に資するバス路線に対する補助路線の拡大を行うことで、多くのバス路線の維持・存続を図った。	・バス路線に対する補助を継続して行い、路線の維持・存続を図るとともに、地域内交通の運行エリアの拡大など、公共交通カバー率の向上を目指す。
	85	民間賃貸住宅の空き家を活用した住宅セーフティネットの構築	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進や家賃補助等の経済的支援、居住支援協議会の設置など、ハード・ソフト両面から居住支援に取り組む。		－	－	－	－	－	－	－	－	B	・不動産関係団体や福祉団体、宇都宮市で構成する「宇都宮市居住支援協議会」において、住宅確保要配慮者の住まい探しの相談支援や福祉へのつなぎ等の居住支援を実施するほか、 <u>要配慮者向け居住支援ガイドブックの作成・地域包括支援センター等の窓口での配布</u> により、住まいに関する困りごとの解消を図った。 ・不動産事業者等を対象に高齢者の入居に伴う不安解消策を紹介する居住支援セミナーを開催するほか、大家・不動産事業者向け居住支援ガイドブックの作成・市内全不動産事業者への配付により、要配慮者を受け入れる際の不安解消を図った。 ・ <u>セーフティネット住宅について、不動産事業者への直接訪問や居住支援セミナーにおける説明会を実施し</u> 、前年度比約540戸（うち専用住宅20戸）増加した。 ・今後、単身高齢者世帯等の増加により、住宅の確保が困難となる方のより一層の増加が見込まれることから、セーフティネット専用住宅の登録促進に向けた大家・不動産事業者の理解促進などに取り組んでいく必要がある。	・要配慮者の居住支援を推進するため、居住支援協議会における相談案件等の分析や住宅市場動向等を踏まえ、不動産関係団体や福祉団体等との協議・調整を図りながら、住宅確保要配慮者の円滑かつ効果的な入居・生活支援等に取り組む。 ・専用住宅の登録促進のため、大家の要配慮者の入居に対する不安解消につながるよう、家賃低廉化補助等の支援制度の周知や意識啓発を図るセミナーの開催などに取り組む。 ・国において令和7年10月から施行予定の居住サポート住宅について、供給促進につながるよう、大家・不動産事業者に向けて、市HPや居住支援セミナー等における周知に取り組む。
	93	公共的施設のバリアフリーの推進	高齢者、障がい者をはじめとする多くの市民が利用する民間の公共的施設のバリアフリー化を促進するため、傾斜路、手すり、エレベーター、便所の改修費の一部を補助し、福祉のまちづくりを推進する。		－	－	－	－	－	－	－	－	B	・公共的施設の整備費の一部補助を実施することにより、施設のバリアフリー化を着実に推進するため、補助制度の更なる活用に向けて、ホームページに補助の活用事例を例示するなど、関係機関等への制度周知強化を図ることができた。制度利用希望の相談は複数件あったものの、制度の利用には至らなかった。	・バリアフリー化をさらに推進するため、事業者等のニーズを踏まえ、補助金制度等の見直しを検討していく。
	95	ＬＲＴやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進	障がい者や高齢者をはじめ、誰もが安心かつ快適に移動できる「人にやさしい交通環境」の形成を図るため、バリアフリー性に優れたＬＲＴの整備に取り組むとともに、交通事業者によるノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入に対する支援を行う。	ノンステップバスの導入率	61.3%	74.8%	64%	66.7%	69.4%	72.1%	67.1% 【104%】	69.8% 【104%】	A	・バス事業者の車両更新計画の変更があり、車両導入に関する補助申請はなかったが、ノンステップバスの導入率は毎年上昇している。 また、バス事業者においては、低床型EV車両導入の方針が示されていることから、電気自動車に対する補助を活用することでバリアフリー化を促進した。 ・交通弱者を含む全てのバス利用者の移動性や利便性の向上をさらに図っていく必要がある。	・引き続き、人にやさしい交通環境の形成に向け、国・県と協調しながらノンステップバスの導入を推進するとともに、低床型EV車両についても導入を推進していく。